

◇特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 教育長及び識見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員の給料月額の特例措置を廃止することにしました。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)